# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

新潟県五泉市長

#### 公表日

令和6年11月6日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税に関する法律に基づく条例による地方税のうち固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務を行う。 1. 土地の課税、登記済通知書による土地の異動など所有者管理 2. 家屋の課税、登記済通知書による土地の異動など所有者管理、新増築家屋の評価及び評価額の算出 3. 償却資産の申告に基づく課税管理 4. 納税通知書発行と宛名管理
③システムの名称	<ol> <li>固定資産税システム</li> <li>地方税ポータルシステム(eLTAX)</li> <li>宛名管理システム</li> <li>中間サーバ</li> <li>固定資産税評価統計システム</li> <li>国税連携システム</li> <li>任登外者宛名番号管理</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル:	名
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表24の項
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 電話:0250-43-3911
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ
連絡先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 電話:0250-43-3911
9. 規則第9条第2項の適用	■ [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数				
評価対象の引	事務の対象人数は何人か	[	1万人以上10万人:	未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和	6年10月1日 時点		
2. 取扱者	数				
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満
	いつ時点の計数か	令和	6年10月1日 時点		
3. 重大事	· 故				
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 <sup>布機関については、それ。</sup>	] ぞれ重点項日評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 価書又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
されている。		C TO I I MONTH I I		Market Harman
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステム	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・2	<b>肖去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		시[ 0 ]	、手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[  ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[〇]全	・項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	事務に必要のない情報 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的タ システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策 の対策
当該対策は十分か【再掲】	ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 5,評価実施機関 における担当部署 ②所属長	税務課長 星野 弘	税務課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	Ⅳリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年8月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	制限)及び	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第2欄に「地方税の賦課徴収に関する事務」第3欄に「市町村長」第4欄で「地方税関係情報」のある27、28、29の項"	事後	
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
△和2年10日1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1.略~4.略	1.略〜4.略 5.固定資産税評価統計システム 6.国税連携システム 7.住登外者宛名番号管理	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の 16項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項別表24の項	事後	
	号の利用 ②法令上の根拠	別主第一第9櫻に「地七珆の財理徴収に関する	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表48の項	事後	
市和0年Ⅱ月1日	I関連情報 9.規則第9条第2 項の適用		評価書のとおり	事後	
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業11.最も優先度が高いと考えられる対策		評価書のとおり	事後	